

琉球大学学術リポジトリ

矢内原忠雄文庫のデジタル化の意義

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学学術リポジトリ事務局 公開日: 2007-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 今泉, 裕美子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2767

2007年11月16日

於：琉球大学附属図書館

琉球大学学術リポジトリ公開記念講演会「貴重資料と機関リポジトリ」

「矢内原忠雄文庫のデジタル化の意義」

今泉裕美子（法政大学国際文化学部）

はじめに

- 矢内原忠雄の研究の特徴 戦前：植民及植民政策研究→戦後：国際関係研究
フィールドワークと文書分析、理論との関係。「社会群」同士の関係に着目。
- 矢内原文庫南洋群島関係史料の整理とリスト化→1995年9月「矢内原忠雄文庫 南洋群島関係資料展」

1、南洋群島関係史料のなかの矢内原史料の特徴

- 日本における南洋群島研究が少ない理由のひとつ…史料の僅少
私の研究の出発…史料収集（写真、モノなどの収集にも広がる）と聞き取り
cf. 研究調査史料 高岡熊雄、土方久功、政府関係者など
- 史料
文献資料…国内の公共図書館、旧帝国大学系図書館、資料館、太平洋諸島地域研究所（アジア太平洋資料室）など
公文書…国内：外交史料館、防衛庁戦史資料室、国立公文書館。海外：米国議会図書館、国立公文書館、台湾、韓国、ミクロネシア各地の史料館、図書館、博物館など。
- 矢内原史料の特徴—目的と対象の限定、専門分野
矢内原忠雄『南洋群島の研究』岩波書店 1935年。（本レジュメ引用は『矢内原忠雄全集』第3巻、1963年所収の「南洋群島の研究」による）
 - ・太平洋問題調査会により「太平洋に於ける属領並にその住民」という共同研究項目に基き、委任統治地域南洋群島の研究を委嘱される（1932年5月）
 - ・研究の主眼…「日本の植民地政策の下に於て島民の社会的経済的生活の近代化過程が如何に進捗せるかの問題に置き、而して一方に於ては日本人の発展による南洋群島の開発との関係に於て、他方には日本の前任者たる独逸時代との比較に於て、日本の統治の特色を明らかにせん」
 - ・資料について
政府発行の文献…「現在の統計的事実の優れたる報告を含んで居るが、島民固有の社会組織に就ては殆ど得るところが無い」
民族学者の著述…「固有の社会組織についての報告を含んで居るが、社会科学的研究を之に加ふるにあらざれば島民生活の社会的経済的意義を明らかにするに足りない。」
⇒「固有の社会的経済的の制度が崩壊して近代化し行く過程の分析に就ては、政府の現勢報告も民族学者の著作も之を主たる研究の対象となさない。」
現地照会のための質問書を送付…「適切な質問事項の選択その事が既に容易ではな」く、「回

答も亦多くは靴を隔てて痒きを搔く嫌いあるは止むを得ないこと」。

⇒「自ら現地に出張して調査」

第1回目 1933年7月3日—9月16日 南洋群島全域を2か月半（半分は航海）

第2回目 1934年6月24日—7月31日 ヤップ島を対象に40日（半分は航海）

→教育、医療衛生、現地住民について南洋庁、教育現場からの回答、直接インタビュー。

国際連盟において日本の南洋群島委任統治で問題になったことに対象を絞って調査。経済の専門家であるが、社会、文化、政治についても調査。日本が「文明化」政策の軸としてすえた教育、衛生、経済発展についても。

①「野蛮人」評価の再検討

「本来何等の文化若くは文化能力を有せざる野蛮人と同視すべきではない。ただ外来の影響を被りて固有の社会組織経済生活の崩壊するに伴ひ、彼等はその固有文化を喪失し、しかも同時に資本主義的近代生活に適應すべき能力に不足した。」「少なくとも近代文明に接触しても之に適應して生存を維持するだけの能力を彼等が獲得し得べき事は、島民教育の専門家の殆ど一致せる見解」。

②ヤップ島の人口減少

政府：ヤップ島民の未開性が原因⇔「島民固有の生活様式の中にも或程度の衛生的合理性」、外来者がみていかに「悪臭、汚穢、不潔であつても、島民自身の生活に於ては却つて衛生的意義を有」つ。「島民の衛生問題の多くは経済問題」、「貧困の改善なき処に衛生の進歩はない。」

③経済開発、日本人が中心となつての発展について

南洋興発株の役割「最初から南洋群島の『統治』に関連して起されし企業」。「東拓（引用者注：東洋拓殖株）の出資と政府の保護と松江氏（引用者注：松江春次）の企業心とを以て今日の成功」、「一大産業資本であり、帝国主義時代に於ける独占資本の典型的形態を備ふる」。同社の成功は「投資と移民の有機的結合関係」。「南洋群島は単なる投資植民地ではなく、移住植民地」。

④「沖縄県人」について

南洋群島での移民の大部分が沖縄県人「これはおはづかしいが、私にとり一寸意外な発見でありました。」日本の人口問題の緩和といつても大部分が沖縄県人、「それで沖縄問題は日本の移民政策上なかなか研究を要する問題だといふことを体験した訳であります」。（「南洋群島視察談」『講演』1933年11月上旬号）

「かく南洋群島在住内地人の主体を為すものは沖縄県人である。従つて南洋群島の行政及び経済は沖縄問題を其の中に包含するものとして始めてよく考究せられ得るのである。」（「南洋群島の経済」『経済』第一号、第四号、1934年7月）

（引用者：現地住民に対するキリスト教の影響について）「善良なる日本人の生活が島民に対し社会的進歩の模範となつて居ると同時に、日本人中或る人々の示す悪例が島民社会生活の向上を害することも少なくない。殊に男女関係及び飲酒に於て然りである。故に島民に対する基督教布教の効果を全うする為めには、在住日本人（その大部分は文化程度低き沖縄県人であることを記憶せよ）の教化を計ることが絶対的に必要である。」（『南洋群島の研究』）

<参考：調査について>①案内書はその土地に到着する前によく読んでおくこと。

②成るべくよく歩いて見聞を広めること。

③人の意見は少数の人から良く聞くこととして時間の浪費を避けること。

④演説会・集会・デモンストレーションなどは必ず見に行く事。

⑤学校（中学校や小学校でもよい）にも行くことは一般的思想傾向を感得する上に最も効果のあることである。（村山道雄『通信』時代及びそれ以前の矢内原先生と私 南原繁他編『矢内原忠雄—信仰・学問・生涯—』岩波書店、1968年。）

2、講義ノートにみる方法論から調査資料を読む—「植民及殖民政策」から「国際経済論」へ、現地調査との関係

1945年東京帝国大学に復職。1946年～「国際経済論」、「国際政治論」、「国際政治経済論」、「国際関係論」を担当。

戦後日本ではじめて国際関係研究の教学体制（東京大学教養学部国際関係論分科）の設立にあたり中心的な役割。しかし、経済学部長、教養学部長、総長を歴任し研究は十分になしえない。

○「植民」、「植民地」の定義と方法論—矢内原忠雄『植民及殖民政策』有斐閣、1926年。

植民…社会経済的な活動。

植民地…国家、国民経済の単なる膨張ではなく「地球上各部分の政治及び経済の接触点であり、連鎖であり、国際的諸問題の重要な中核」をなす。

植民政策研究…「移住社会群」と「原住社会群」との接触に基づく「社会的諸関係」の分析。国家学、政治学の一分科ではなく、社会経済的活動という植民の本質に基く制約が加えられた「経済学社会学政治学等の諸科学の特殊研究の総合的の一体」。

○委任統治のとらえ方—「世界経済発展過程としての植民史」1929年。「南洋委任統治論」1933年。

当時の帝国主義の実態…植民地の民族運動を意識しつつ「帝國的結合」を囚らざるをえず、さらに「帝国主義的経済闘争」の苦痛を認識しながらも、帝國的独占の強化を図るために「国際協調」へ向かわざるを得ない→第一次世界大戦後の国際連盟の創設、なかでも委任統治制度の成立。この事実ゆえに、植民地問題は国際的見地から取り扱う意義あり。

委任統治…「実質上植民地獲得の新形態」。委任統治の「非帝国主義的意味を認めねばならないと同時に、世界の植民地支配は全般的に尚帝国主義の色彩を帯び、且つ委任統治制度そのものの内部に於ても非帝国主義は徹底的に貫徹」されず「現今植民地統治の大勢が帝国主義的段階に存在する事を看過できない」が、要点は「国際連盟の精神即ち国際主義によつて実現せらるべし」。⇔cf. 蠟山政道 今や日本は「北に満州、南に南洋の両箇の生命線を築くべきであり、「太平洋に覇を唱へ得るや否やは一に懸つて（中略）未開半開の人民の正しき指導者たりや否やにある」

おわりに

矢内原史料の分析—つまみ食いではないアプローチを→史料解説の重要性

矢内原の残した課題

<参考文献>

矢内原忠雄『矢内原忠雄全集』岩波書店、1963-1965年

南原繁他編『矢内原忠雄—信仰・学問・生涯—』岩波書店、1968年。

今泉裕美子

「南洋庁の公学校教育方針と教育の実態—1930年代初頭を中心に」『沖縄文化研究』1996年。

「矢内原忠雄の国際関係研究と植民政策研究—講義ノートを読む」『国際関係学研究』№23、1997年。

「戦前期日本の国際関係研究に見る「地域」—矢内原忠雄の南洋群島委任統治研究を事例として—」『国際政治経済研究』第7号、2001年。

「矢内原忠雄の略歴、研究及び南洋群島関係資料の概要」『矢内原忠雄文庫南洋群島資料展目録』琉球大学付属図書館、1995年。

「仲宗根政善先生と矢内原忠雄先生の出会い」『沖縄文化研究』№22、1996年。

<日本の南洋群島統治概史>

1914年～ 日本海軍による占領と軍政の開始

海軍の施政方針(→南洋庁統治時代の施政方針の基礎)

領土化の既成事実作り(→しかしヴェルサイユ講和会議では委任統治の決定に譲歩)

試験的移民の開始、現地住民への教育政策(「内地人化」から「島民」の育成へ)

1920年 南洋興発(株)の設立、沖縄からの移民導入本格化へ

1922年 委任統治機関南洋庁による施政開始(海軍駐在武官の配置)

委任統治遵守の姿勢を示すことで、欧米とならぶ戦勝国の一員として戦後世界の秩序作りに参加し、国際的地位の確立はかる。

しかし実際には植民地化を進める(日本の領土ではない「委任統治地域」。「島民」なる呼称と対象認識。横須賀鎮守府の「南洋海軍区」)

1933年 日本が国際連盟脱退を表明。しかし、連盟脱退後も委任統治を継続。

ただし、委任統治条項を無視した露骨な「植民地」化を進める。「海の生命線南洋群島」

1935年 日本は国際連盟から正式に脱退→1938年までは委任統治行政年報を連盟に送付

1941年 太平洋戦争開戦 1940年代から軍の駐屯本格的に始まる

1943年 「絶対国防圏」の設置と条件付民間人「人口疎開」(内地引揚げ)の開始

1944年 米軍の上陸と占領

1945年 日本敗戦

1946年 日本人、朝鮮人などの引揚げ—応完了。米軍、マーシャル諸島での原爆実験開始。

1947年 アメリカによる戦略的信託統治開始

○ 日本の南洋群島統治の目的

- ① 実質的な領土化の実現…日本人移民を積極的に送り込み、定住させる。政治、経済を日本の支配体制下におき②～④の実現。
- ② 経済的南進のための「踏み石」、「実験地」としての活用。目的地は外南洋。「平和的＝経済的進出」。
- ③ 対米軍事戦略上の要地としての活用…アメリカによる太平洋渡洋作戦を中断。
- ④ 委任統治を通じ、第一次世界大戦後の国際関係で一等国、文明国たる評価を求める。

＜委任統治条項＞「国際連盟規約（ヴェルサイユ平和条約第一編）」（抄訳）

- ①、従前の植民地、従属地域において近代世界の激甚なる生存競争状態の下に未だ自立し得ざる人民の居住するものに対して、該人民の福祉及発達（well-being and development）を計るは、文明の神聖な使命なること。
- ②、此の主義を実現する最善の方法は、該人民に対する後見の任務を先進国にして資源、経験又は地理的位置に因り最此の責任を引受くるに適し、これを受諾するものに委任し、連盟に代って受任国として後見の任務を代行させる。
- ③、人民発達の程度、領土の地理的地位、経済状態其の他類似の事情に従って差異を設ける。（「発達」の順にA→Cの三様式）

飲酒の禁止、信教の自由の保障、受任国のための軍事施設の設置禁止など、

- ④、受任国の年報を受審審査させ、委任の実行に関する一切の事項については連盟理事会に意見を具申させるため「常設委員会」を設置。

＜委任統治地域と形式及び受任国＞

分類	旧支配国	委任統治地域	受任国
A式	トルコ	シリア レバノン イラク（32委任統治終了） トランスヨルダン パレスチナ	フランス フランス イギリス イギリス イギリス
B式	ドイツ	トーゴランド カメルーン タンガニーカ ルアンダウルンジ	仏・英 仏・英 イギリス ベルギー
C式	ドイツ	南西アフリカ サモア ナウル島 赤道以南太平洋諸島 赤道以北太平洋諸島	南ア連邦 ニュージーランド イギリス オーストラリア 日本